

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。
 なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」ものとして、
 前回報告(令和3年2月24日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和3年4月1日	地域密着型通所介護	リハデイサービス颯浦山	株式会社コンフィデンスプラン	西区浦山1丁目1番10号 リバーサイド青山1F	18人
令和3年4月1日	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	高齢者グループホームからし種の家	社会福祉法人からし種の会	西区小針西1丁目4番22号	9人
令和3年4月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	ささえ愛わりの	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟	江南区割野4028番地	25人
令和3年4月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームうすい	社会福祉法人愛宕福祉会	南区臼井1435番地3	28人
令和3年4月1日	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	はあとふるあたご 小規模多機能ホーム坂井東	株式会社はあとふるあたご	西区坂井東6丁目23番18号	29人